

南島原市エコ・パーク論所原施設指定管理者応募要領

令和7年6月

南島原市地域振興部商工観光課

1. 応募資格及び要件等

- ① 法人その他の団体であること。(法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人では申請することができません。)
- ② 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めて応募して下さい。この場合、他の団体は構成団体として取扱います。なお、1つの施設に単独で応募した団体は、その施設のグループ応募の構成員になることはできません。
- ③ 応募する団体又はその代表者が次の項目に該当しないこと
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
 - ・ 南島原市から指名停止を受けている、又は受けることが明らかであるもの
 - ・ 商法（明治32年法律第48号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
 - ・ 最近1年間の県民税、市町村税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
 - ・ 申請書の提出期限の日の6ヵ月前から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは、不渡小切手を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があるもの
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
 - ・ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しないもの。
 - ※なお、応募後、指定管理者の指定の日までの間に、これらのいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。
- ④ 施設の管理に必要な免許を有すること。ただし、外部に委託する場合、委託先が資格及び免許を有していること。
- ⑤ 管理業務にあたり、地域住民の雇用に最大限努めること。
- ⑥ 労働法令の順守や雇用・労働条件への適切な配慮を行うこと。

2. 応募手続等

①南島原市エコ・パーク論所原施設指定管理者仕様書等の配布

ア) 配布期間

令和7年7月1日（火）から7月31日（木）まで
ただし、土・日及び休日は除く。

イ) 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ) 配布場所

南島原市 地域振興部 商工観光課
〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2 西有家庁舎3階
TEL 0957-73-6633 FAX0957-82-3086

②質問書の受付

募集要領に関する質問を次のとおり受け付けます。質問への回答は、書面及び南島原市ホームページにて行います。

ア) 受付期間

令和7年7月1日（火）から7月31日（木）まで
午後5時15分必着

イ) 受付方法

公募に関する質問書【指定様式】に記入の上、持参するか、郵送又はFAXにて送付して下さい。電話（口頭）での質問は受け付けません。

※郵送又はFAXでの送付の場合は、必ず通信の確認をして下さい。

ウ) 提出先

上記配布場所と同じ

③現地説明会の開催

募集要領の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について、次のとおり説明会を開催します。応募を予定している団体は出席して下さい。

ア) 開催日時

令和7年7月28日（月） 午後2時から午後4時まで

イ) 開催場所

南島原市エコ・パーク論所原施設

<南島原市北有馬町丙4731番地2外 Tel 0957-65-7056>

※当日は、エコ・パーク論所原センターハウスに集合して下さい。

ウ) 参加人員

各団体2名まで

エ) 申込方法

現地説明会参加申込書【指定様式】に記入の上、7月18日（金）午後5時15分までに持参するか、郵送又はFAXにて送付して下さい。

※郵送の場合は、7月18日（金）午後5時15分必着とします。

※FAXでの送付の場合は、通信の確認をして下さい。

オ) 申込先

上記提出先と同じ。

④申請書の受付

申請書の受付を、次のとおり行います。

ア) 受付期間

令和7年7月18日（金）から8月8日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日は除きます。

イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ) 受付場所

上記提出先と同じ。

※申請書等の提出は、持参又は郵送（原則として書留とする。）とします。

※郵送の場合は、8月8日（金）午後5時15分必着とします。

3. 申請書類

次の①から④までの書類（ページをいれたもの）を正本1部と副本13部、⑤から⑦までの書類（ページなし可）1部を提出して下さい。

なお、申請書類は、原則として日本工業規格A列4番とし、ファイル等に綴じて提出して下さい。ただし、グラフ等の資料を添付する場合であって、A列4番の規格を用いると不明瞭になる場合は、A列3番の規格の使用を認めます。

①指定管理者指定申請書（様式第1号）

②施設管理の基本方針【指定様式】

③管理を行う公の施設の事業計画書【指定様式】

④団体の概要調書【指定様式】

⑤申立書【指定様式】

⑥経営状況を説明する書面

ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

イ) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（3ヵ月以内に取得したもの）

ウ) 役員名簿又は構成員名簿

エ) 申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の事業計画書及び収支予算書又はこれに類する書類

オ) 過去3ヵ年の申請団体の事業報告書及び収支決算書

カ) 法人にあつては、財務諸表（申請書を提出する日の属する事業年度の前年度から過去3ヵ年分）・貸借対照表、損益計算書（明細書付）、財産目録

キ) 市税等に滞納がないことを証する書類（3ヵ月以内に取得したもの）

⑦その他必要と認める書類

ア) 印鑑証明書（3ヵ月以内に取得したもの）

イ) 必要な資格等に係る証明書の写し

※注意

以下の事項に留意して下さい。

- ・提出いただいた書類の返却はいたしません。
- ・法人以外の団体にあつては、相当する書類を提出して下さい。
- ・指定申請書受付期間経過後の書類の差し替えは認めません。
- ・応募に関して必要となる経費は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書類は、情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、一部を除き開示することがあります。
- ・事業計画書に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

4. 選定方法

①審査方法

指定管理者の選定にあつては、南島原市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けて、次の審査基準により総合的に判断するものとします。

②審査基準

- ・利用者の平等な利用の確保（不当な利用制限等）

- ・利用者に対するサービスの向上（利用者の利便性、要望の対応等）
- ・施設の効果的な活用（施設の利用促進、管理運營業務と自主事業の両立等）
- ・管理経費の縮減（事業者の創意工夫、利用サービスの維持等）
- ・施設の適切な維持管理（設置目的、管理運営方針、災害体制等）
- ・施設の適切な運営（物的・人的能力確保、個人情報保護等）
- ・経営の健全性（経営状況、法令等の遵守、同様の施設の管理実績等）
- ・経営の安定性（財務状況、自己点検・評価等）

③選定方法

選定委員会で（必要な場合はプレゼンテーションを実施する。）審査し、制度導入の趣旨である『住民サービスの向上』、『管理経費の縮減』を満たす施設の管理を行うに最も適当と認める団体を、指定管理者として推薦する候補者（以下、この号において「候補者」という。）に選定します。ただし、申請者多数の場合には、申請書類で1次審査をします。なお、審査の結果、該当者がいなかった場合、候補者を選定しないことがあります。

④選定結果の通知

選定委員会において、前記②の審査基準に基づき審査を行い候補者決定した結果については、令和7年9月下旬を目途に申請者全員（グループ申請の場合は代表団体）に通知します。なお、通知前における選定結果の問い合わせについては、お答えしませんので予めご了承下さい。

⑤審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ) 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- エ) その他不正行為があった場合

⑥その他

申請予定者及び申請者は、選定委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接触（現地説明会、面接等の正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

5. 指定管理候補者選定後の手続等

①指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定に関する事項について、議会での議決を経て指定管理候補者を指定管理者として指定します。

なお、議会の議決を得られない場合は、指定管理者の候補者を指定管理者として指定できません。

②指定管理者の指定の取消し

指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結せず、又は協定を解除することがあります。

③指定管理者との協議

指定管理者となった者と管理運営の業務の細目について協議を行います。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとします。

④指定管理者の協定について

指定管理者としての指定を行った後、管理に係る細目的事項、市が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、市と指定管理者は「協定」を締結し、協定書を作成します。

この場合、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結することとします。協定内容は概ね次のとおりです。

【包括協定・基本協定項目（例）】（施設の性格により、必要とされる項目は異なる。）

- ① 総則（目的及び解釈、基本合意、指定期間 等）
- ② 実施体制の準備等（実施体制の準備 等）
- ③ 指定管理業務の遂行（業務の範囲・遂行、施設の使用等 等）
- ④ 甲による確認（業務計画書・収支計画書、事業報告書、業務の改善勧告 等）
- ⑤ 指定管理料及び利用料金（指定管理料の支払い・変更、利用料金の決定 等）
- ⑥ 資金の管理等（資金の管理 等）
- ⑦ 情報公開及び個人情報保護（文書の管理及び保存、情報公開 等）
- ⑧ 行政手続等（意見陳述のための手続、苦情処理 等）
- ⑨ 事故発生時の報告及び危険の分担等（事故発生時の報告、法令の変更 等）
- ⑩ 原状回復等（原状回復等、事務の引継）
- ⑪ 指定期間満了以前の指定の取消し（指定の取消しによる損害賠償 等）
- ⑫ その他（協定の解釈・変更 等）
- ⑬ 雑則

【年度協定】

- ① 年度協定の目的に関する事項
- ② 年度協定の期間に関する事項
- ③ 当該年度の業務内容に関する事項
- ④ 当該年度の指定管理料に関する事項
- ⑤ 疑義の決定に関する事項
- ⑥ その他、必要な事項

⑤指定の期間について

指定管理者の指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、当該施設の管理を継続することが適当でないとき、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

<参考>

スケジュール

申請書の受付	令和7年7月18日(金)～8月8日(金)
選定結果の通知	令和7年9月下旬予定
指定管理者の指定	令和8年1月上旬予定
指定管理者との協定締結	令和8年2月末予定

<配付資料一覧>

1. 南島原市エコ・パーク論所原施設指定管理者仕様書
2. 南島原市エコ・パーク論所原施設業務仕様書
3. その他添付資料
 - ・南島原市エコ・パーク条例
 - ・南島原市エコ・パーク条例施行規則
 - ・南島原市特定農地貸付規程

【問い合わせ・提出先】

南島原市 地域振興部 商工観光課
〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2 西有家庁舎3階
TEL 0957-73-6633 (内線3032)
FAX 0957-82-3086
e-mail kankou@city.minamishimabara.lg.jp